

<別紙3>

事業別同規模団体区分

○水道事業

上水道事業については給水形態及び現在給水人口規模により、簡易水道事業については地方公営企業法の適用状況及び現在給水人口規模により区分する。

[上水道事業区分一覧表]

給水形態	現在給水人口規模	区分
末端給水事業	都及び指定都市	政令市等
	30 万人以上	A1
	15 万人以上 30 万人未満	A2
	10 万人以上 15 万人未満	A3
	5 万人以上 10 万人未満	A4
	3 万人以上 5 万人未満	A5
	1.5 万人以上 3 万人未満	A6
	1 万人以上 1.5 万人未満	A7
	5 千人以上 1 万人未満	A8
	5 千人未満	A9
用水供給事業		B

[簡易水道事業区分一覧表]

法の適用状況	現在給水人口規模	区分
法適用	10,001 人以上	C1
	5,001 人以上 10,000 人以下	C2
	2,001 人以上 5,000 人以下	C3
	2,000 人以下	C4
法非適用	10,001 人以上	D1
	5,001 人以上 10,000 人以下	D2
	2,001 人以上 5,000 人以下	D3
	2,000 人以下	D4

※ 法の適用の状況により、算出できる指標の項目等が異なるため区分する。

○工業用水道事業

団体規模で集計した現在配水能力規模により区分する。

現在配水能力規模(m <sup>3</sup> /日)	区分
200,000 m <sup>3</sup> /日以上	大規模
50,000 m <sup>3</sup> /日以上 200,000 m <sup>3</sup> /日未満	中規模
10,000 m <sup>3</sup> /日以上 50,000 m <sup>3</sup> /日未満	小規模
10,000 m <sup>3</sup> /日未満	極小規模

○公共下水道事業

東京都及び政令指定都市（以下「政令市等」という。）を1 類型とし、その他の市町村については以下の区分（処理区域内人口別区分、処理区域内人口密度別区分、供用開始後年数別区分）により類型化する。

[公共下水道事業区分一覧表]

	処理区域内人口区分	処理区域内人口密度区分	供用開始後年数別区分	類型区分
政令市等				政令市等
A	10万以上	100人/ha以上		Aa
		75人/ha以上		Ab
		50人/ha以上	30年以上	Ac1
			30年未満	Ac2
50人/ha未満		Ad		
B	3万以上	100人/ha以上		Ba
		75人/ha以上	30年以上	Bb1
			30年未満	Bb2
		50人/ha以上	30年以上	Bc1
30年未満	Bc2			
50人/ha未満	30年以上	Bd1		
	30年未満	Bd2		
C	3万未満	75人/ha以上		Ca
		50人/ha以上	30年以上	Cb1
			15年以上	Cb2
			15年未満	Cb3
25人/ha以上	30年以上	Cc1		
	15年以上	Cc2		
	15年未満	Cc3		
25人/ha未満	30年以上	Cd1		
	15年以上	Cd2		
	15年未満	Cd3		